

平成26年度 第2回徳島県社会福祉審議会児童福祉専門分科会  
(第6回 徳島県版「子ども・子育て会議」) 議事録

- 1 日時 平成26年7月30日(水) 午前10時から正午まで
- 2 場所 県庁10階 特別大会議室
- 3 出席委員 井崎 ゆみ子 伊勢 悦子 江口 友紀 大溝 邦子  
上地 大三郎 寒川 伊佐男 岸 一郎 志内 正一  
長池 武一郎 二宮 恒夫 福野 伸江 宮武 恵子  
本木 めぐみ 山崎 篤史 山崎 健二 大和 忠広  
計 16名
- 4 次第
  - 1 開会
  - 2 県民環境部長あいさつ
  - 3 議事
    - (1) 国における検討状況について
    - (2) 県内市町村の取組み状況について
    - (3) 教育・保育等の量の見込みについて
    - (4) 県計画の骨子(案)について
    - (5) 幼保連携型認定こども園の認可基準、審議体制について
    - (6) その他
  - 4 閉会

5 議事の概要

(会長)

よろしくお願ひしたいと思ひます。それでは、事務局から、それぞれの議事について説明をお願ひしたいと思ひます。

<事務局からの説明>

(会長)

ありがとうございました。それでは事務局からの説明につきまして御意見・御質問を伺いたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

資料2では教育・保育のニーズ量のほぼ確定した数値が出てきておりますし、資料3では区域の設定ということで具体的な案が示されましたし、またこの区域の設定については計画の骨子案の方では必須記載項目となっておりますので、その内容についても御意見を伺いたいと思ひます。

また資料6で先ほど説明がありましたように、審議機関として「子ども・子育て審査部会」を設置したいという御提案がありましたので、その部分についても御意見・コメントなどありましたらよろしく申し上げます。

(委員)

区域の設定について、資料3の4ページにある区域設定案でそれほど異議はないのですが、この区域を利用して移動するのは大人と小さな子どもですので、あまり距離が長いのはどうかと思います。例えば東部1を例にすると、小松島市から上板町や鳴門市まで利用できるわけですが、すればできるという計画よりも、徳島市を中心にして北・西・南のように分けて、例えば徳島市・鳴門市・松茂町・北島町・藍住町・板野町・上板町を一つの区域とし、徳島市・佐那河内村・石井町・神山町で一つの区域とし、徳島市・小松島市・勝浦町・上勝町で一つの区域として、現実的に動ける、子どもが移動できる距離といった心遣いが必要ではないかというのが一点です。

それから資料4の9ページに「障がい児施策の充実」についての記載があります。これは入所・入園された障がいを持つ子どもに対しての支援ということかと思えます。障がい児保育というのが5ページの「各年度における量の見込み、提供体制の確保の内容及びその実施時期」の中に障がい児保育を位置づける必要があるのではないかと思います。そうしないと今回の新しい計画・制度が中央に子どもが集まる制度となるのであれば、集まりやすい施設、希望がたくさんあり、多くの人が集まってくる施設に障がいを持つお子さんが後回しにされてしまう可能性があるのではないかと思います。社会的な弱者への配慮はきちんとどこかに盛り込んで、希望する人が希望する施設に入れるような計画になれば良いと思います。

(会長)

貴重な御意見ありがとうございます。事務局の方からは何かありますか。

(事務局)

県の区域についてもどういった広さで設定するのが良いのかというのは大変悩ましいところがございますので、ブロックの端から端までの利用ということも想定も必要だと思いますので、現実的な利用の可能な範囲というのがどこまでなのかという点も十分に検討する中で、今回市町村計画の中でも提供区域の設定について利用の範囲を含めて検討されますので、そういったところを十分に踏まえながら具体的な区域割り等を考えていきたいと思っております。

それからもう一点御意見をいただきました、障がい児支援の部分なんですけど、

計画の骨子案の9ページにある「障がい児施策の充実」については障がい児保育だけではなくもう少し広い意味での障がい児支援全般についての記載がメインにはなりません。その中で支援の一つとして保育としての在り方ですとか役割分担の中でどういう支援ができるのかということについても重要なポイントになってきますので、今後の計画の中にどこまで盛り込んでいけるのかという点についても重要な課題となってくると思います。そういった中での位置づけを明確にする中で保育の部分についても記載していきたいと思います。

(会長)

区域の設定は、おそらく1ページから2ページにかけてある広域利用の状況から設定されており、実態に即した設定にしているのだと思います。他には何か御意見ありますでしょうか。

(委員)

資料2の市町村におけるニーズ量の推計結果を見せていただいたのですが、わたしも40年余り、幼児教育・保育に携わっており、昭和27年から福祉の仕事に携わっておりますが、その当時は県南には保育所ばかりで、吉野川流域は幼稚園だけという状況でした。それから本格的に保育所・幼稚園が調整されるようになってきたのが昭和50年頃だと思います。資料2のニーズ量の推計結果を見ておりましても、例えば県南部では1:4くらいの比率で保育に対するニーズが非常に高く出ています。それに対して県西部でしたら1:2くらいの比率で幼稚園と保育所のニーズ量のバランスが県南部と県西部で違います。こうした地域差の問題は、資料3の2ページ目にある地域子ども・子育て支援事業の中で多様なニーズに対する地域の対応の問題があります。病児・病後児保育やファミリー・サポート・センターはどちらかといえば県南部の方は少なく、県西部の方が多くあります。これから県の方から色々と御指導をいただくようであれば、子育て支援事業についての多様な施策が県内各所で行われるように考えていただきたいと思います。

(会長)

今回のニーズ量の数値はほぼ確定的となってきましたので、委員の御意見を踏まえて検討していかなければいけないと思います。ありがとうございます。事務局の方から何かございますか。

(事務局)

ありがとうございます。多様な子育て支援のニーズに対する提供体制の確保につきましては、県南部や県西部の一部の地域でも病児・病後児保育が実施で

きていないところがございます。現在市町村の方ではニーズ量を踏まえて検討していただいているところですので、県といたしましても病児・病後児保育とファミリー・サポート・センターについては全県で展開できるような形で市町村の方に申し入れしていく必要があると考えておりますので、委員の皆様からの御意見を踏まえまして今後積極的に早い段階で全県にサービスが提供できるような形で考えていきたいと思っております。

(委員)

資料4の県計画についてですが、1ページからの第2章のところで「2 計画の基本目標」が記載されています。今回の新制度によって子育てに関する色々な支援事業の仕組みが変わってくるということは理解しておりますが、「(1)安心して子どもを産み育てることができる社会の実現」が最初に来るのは納得できるのですが、次に来る項目としては、今(2)として記載されている「地域の実情や子育て家庭のニーズに沿った子育て支援施策の推進」よりも子どもが核となるという観点から(3)や(4)の項目が先に来ても良いのではないかと思います。それから5ページの終わりの方から記載のある「2 認定こども園の普及に関する基本的考え方」の一番最後の項目についてですが、この「認定こども園に移行する際、従来の幼稚園及び保育所における保護者の交流や研修、・・・」の研修というのは教員の研修のことを指しているのかどうかを確認したいと思っております。保育・教育の質の向上として研修はとても大事になってきます。研修の機会が少なくなってしまうことへの不安があります。この項目には「保護者の交流や研修」とありますが、7ページの方には第5節として「教育・保育等に従事する者の確保及び資質の向上」として研修についても記載していただいておりますので、安心していらっしゃる部分もありますが、子どもは未来を担う宝であると思っておりますので、幼児期の子どもに何を教えて育てていくのかという視点でも考えていただければと思います。それから国の新基準であるとか県の新基準というところで基準を色々と載せていただいておりますが、各市町村にも助言や指導ができるような基準を決めていただいて、県としての方向性のようなものを示していただければ現場で働いている人間は子どものより良い成長を願い業務に従事できると思っておりますので、その点も考慮していただければと思います。よろしく申し上げます。

(事務局)

何点か御意見をいただいております。計画の第2章の目標の柱建ての順番につきましても委員からも御意見いただいたように何を重要視するかということでも順番も変わってくると思っております。今のところは2番目の項目としては新制度

でより保護者やお子さんのニーズに合った形で支援を行っていくというのが大きな目標であることから、その部分を重視した記載になっておりますが、委員からいただいた趣旨も含めまして順番の在り方について考えていきたいと思っております。

それから研修の表現について、6ページの「2 認定こども園の普及に関する基本的考え方」の最後の項目の部分ですが、こちらにつきましては前回までにいただいた様々な御意見の中の一つを反映した部分となります。認定こども園に移行する際に、幼稚園等での従来からの保護者の交流や保護者に対する研修が認定こども園になった時に実施されなくなり、保護者としての向上が図られなくなってしまおうという御意見を反映し、このような形での整理となっております。保育士や幼稚園教諭等の研修につきましては、人材確保・資質向上の部分で記載していきたいと考えております。

それから基準の部分ですが、市町村に対して、特に現場の方々に向けた指し示すような基準が必要なのではないかという御意見をいただきましたので、今後県が策定する基準や市町村に対する通知等の中でできる限り市町村にとって役立つような形での内容を盛り込んでいきたいと考えております。

(会長)

ありがとうございました。

(委員)

ちょっとお尋ねしたいのですが、いよいよ平成27年4月から大きく制度が変わってきますが、私達が聞き慣れないような公定価格のように、今まで幼稚園は公立私立ともに保育料は一律でしたが、今後公定価格となるとおそらく所得に応じて保育料が算定されることとなります。そうすると、保護者説明のようなものは県がするのか、市町村がするのか、それとも施設がするのかをお尋ねしたいと思います。もうすぐそこまで法律改正が来ているのですが、その辺りがよく分かりませんので教えていただければと思います。

(事務局)

利用していただく保護者の方への十分な制度の周知を図り、円滑に制度を利用していただくようにしていくことが非常に大事と思っております。こちらにつきましては、県・市町村それぞれの役割分担の中で保護者の方々へのふさわしい説明の仕方を行っていく形となりますので、より身近なところでは市町村が中心となると思いますし、県についてはより県域全体での制度周知を図るといったことが中心となると思います。具体的には市町村と上手く役割分担をし

て年度後半を中心に十分な体制が図られるようにしていきたいと考えております。

(委員)

具体的にはいつ頃でしょうか。

(事務局)

具体的にお示しするためには、まず市町村での色々な基準づくりがベースとなりますので、各市町村で9月議会で保育の必要性に関する基準につきましても条例で定めるようになりますので、それを踏まえて市町村が利用者の方に示す具体的な手続面についても固まってくるので、本格的にはおそらく9月議会で条例が通ってから始まっていくのではないかと考えております。尚、広く周知が図れるような方法で県としても可能な限り早くから取り組んでいきたいと考えております。

(委員)

資料4の8ページに、第6節として「子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援」があります。今回の子ども・子育て支援新制度の中で、全体的な少子化対策と就学前の子どもに対する対応が中心となっていると思います。家庭の親や地域での養育がなかなか上手くいかなかった場合の社会的養護の体制という部分で、特に中心となるのは児童相談所の機能ということになるかと思います。わたしは社会的養護の立場からも県に要望を上げておりますけれども、一般の県民の立場からも養護が必要となった場合に、第6節に記載のある児童虐待だけではなく、児童相談所の体制強化は非常に重要なことであると思っております。現在の児童相談所の機能としては特に虐待対応に特化している部分が多いと思います。全体的な養育相談については市町村が担っているかと思いますが、多くの場合は総合的な支援を行っていく場合のキーパーソンになるのは児童相談所のワーカーさんが中心となっている状況にあります。非常に専門的な知識と技術が必要になると思いますし、それに対応できる体制という意味では専門職化が早急に必要ではないかと思っております。現在の問題点としてよく指摘されるのは、児童相談所のワーカーさんが3年ですぐ変わってしまい、新しく来た方が十分な経験がないということで、色々な対応が十分にできていないというところです。各専門機関には知識等を持った方がいらっしゃると思っておりますけれども、そういった機関を結びつけて現実の家庭や子どもさんの問題に対応していくコーディネーターの役割を児童相談所のワーカーさんには期待されるのではないかとと思っておりますが、なかなか現実的には上手くいって

いない部分もあるかと思えます。保健センターとか福祉関係分野の機関などの関係機関での勤務を経験されて、専門性の高い方が色々な経験を持って現場においでするという体制を作っていくためには専門職制度が必要になると思えます。以前よりその部分はなかなか難しい状況でして、県の人事の体制もあるかと思えますが、今回の大きな制度改正と併せてこの問題についても県全体の問題として取り組んでいただきたいと強く感じておりますので、よろしくお願ひします。

(事務局)

貴重な御意見ありがとうございます。県全体の人事体制ということでございまして、即答できない部分にはなりますが、これまでも県としては色々な大学の専門家の御意見をいただいたりですとか、弁護士・医師・心理関係の専門職の方の御意見をいただいたりして専門的な部分を補うような形で児童相談所の体制強化・機能強化に取り組んできております。御意見のように、職員の異動に伴う十分な連携ができていない部分も場合によってはあるかと思えます。そうした部分をフォローするためにも、例えば各市町村の担当者と連携を密にするということで、要保護児童対策の地域協議会に教育関係者も入れた形で今年度から連携を強化するというところで早速取り組んでいるところです。そういうところでのカバーもできるのではないかと考えております。職員の資質向上も当然必要となりますし、引継ぎの部分はケースバイケースでフォローしながら取り組んでいきたいと考えておりますので、今の体制でできる部分に取り組み、専門性を確保するような形を取っていききたいと考えております。また職員の福祉職の採用といった御提言かと思えますが、人事当局ともこちらの実情も踏まえて協議していききたいと考えております。こちらについては即答できない内容となりますことを御理解いただければと思えます。

(会長)

資料4の1ページにある第2章の「基本理念と取組み方針」に記載のある項目の根底には今御意見のあった社会的な問題を含めた問題があり、それを解決できるような具体的な施策に結びつけていくようなものがないと、なかなか解決にはつながっていかないのではないかと思えます。経済的な課題もあると思えますが、困難だからといってやめるのではなく、解決に向かっていく姿勢が必要なのかなと思えます。

時間も迫ってまいりましたので、まだまだたくさん御意見もあるかと思えますがこの辺でおきたいと思えます。何か御意見がありましたら担当の方まで御連絡いただければと思えます。

それから御意見の中にはありませんでしたが、最初の事務局の方から説明がありました、資料6の「子ども・子育て審査部会」を設けたいという提案もございましたが、こういう方法で進めていくのが良いかと思いますが、よろしいでしょうか。ありがとうございます。それでは事務局の方にお返しします。